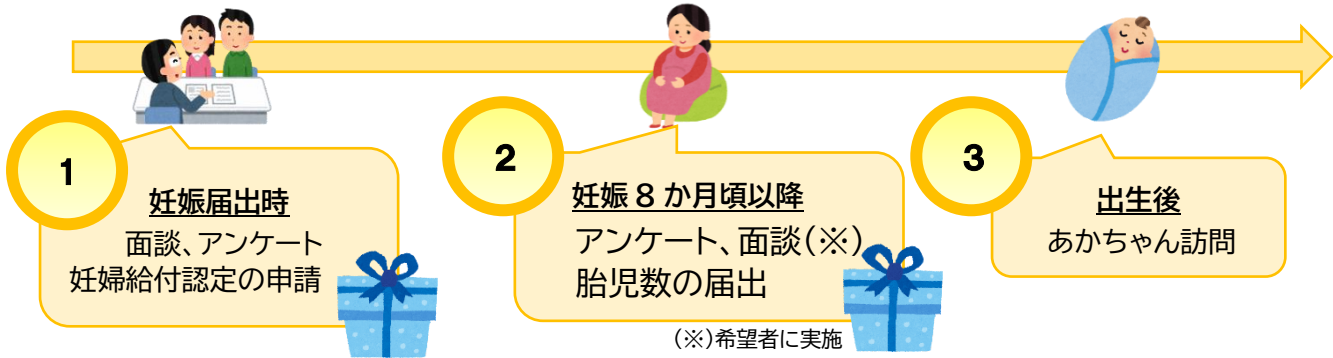


綾部市出産・子育て応援事業のお知らせ

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した身近な相談支援と、経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を一体的に実施する、出産・子育て応援事業を行います。

①相談支援～妊娠期から出産後の相談をより充実させます～

それぞれの時期にアンケートと面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について支援します。



②経済的支援～出産・子育て応援ギフトを支給します～

対象者

- ・申請時点で綾部市に住所を有し、妊婦給付認定を受けられた方。

申請の内容・方法

支給回数	内容	申請方法	申請時必要なもの
1 回目	出産応援ギフト (妊婦 1 人あたり 5 万円)	妊娠届出予約時に web の申請フォームをご案内します。必要事項を入力してください。 <u>(妊婦給付認定の申請)</u> 妊娠届出書と併せて申請を受理します。	☒ 妊娠届出書（来所時） ☒ マイナンバーカードまたは通知カード（通知カードの場合は本人確認書類も） ☒ 振込先となる通帳（妊婦の名義のもの）
2 回目	子育て応援ギフト (胎児 1 人につき 5 万円)	妊娠 8 か月頃にアンケートと web の申請フォームをご案内します。必要事項を入力してください。 <u>(胎児数の届出)</u>	☒ 母子健康手帳 ☒ 本人確認書類（顔写真付きのもの 1 点） ☒ 振込先となる通帳（妊婦または産婦の名義のもの）

< 注意事項 >

- ・他の市町村で妊婦支援給金の支給（5 万円相当のクーポンまたは現金）を受けた方は、その分を差し引いた額を支給します。（他市で 2 回目の支給まで完了していれば、綾部市では支給対象外です）
- ・妊娠届出前、もしくは届出後に流産・死産・中絶をされた場合も対象となります。該当する場合は綾部市こども家庭センターまでご連絡ください。（ただし、条件がある場合があります）



よくあるご質問

●出産・子育て応援ギフトってなんですか？

妊娠届出時と出生後の2回にわたり給付金を支給する経済的支援です。

令和7年度から子ども・子育て支援法に「妊婦支援給付金」として制度化され、流産や死産等の場合も支給対象となりました。

綾部市では、1回目の給付を「出産応援ギフト」、2回目の給付を「子育て応援ギフト」と呼んでいます。

●胎児が双子の場合は、申請や給付金額はどうなりますか？

出産応援ギフトは、多胎妊娠の場合でも妊婦1人（5万円）の支給となります。子育て応援ギフトは、10万円の支給となります。（5万円×2人）

●綾部市に住民票がありますが、他市町村に里帰りをしています。この場合、綾部市・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

住民票がある市町村から支給をします。里帰り先から戻られたら綾部市こども家庭センターへご連絡ください。

●流産・死産・中絶した場合や、出産後に赤ちゃんがなくなった場合に、出産・子育て応援ギフトは受け取れますか？

上記の場合も出産・子育て応援ギフトの対象になります。また、妊娠届出前であっても、胎児の心拍数が確認された医師の診断書等の提示により支給対象となります。該当される場合は綾部市こども家庭センターまでご連絡ください。

●DV（配偶者暴力）などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ出産・子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

住民票のある市町村から支給をします。該当される場合は、妊娠届出時にお申し出いただくようお願いいたします。

●給付金の振り込み口座は、妊婦の代理人（夫、こども等）の名義でもよいですか？

令和7年度から実施の「妊婦のための支援給付」は妊婦を対象とした給付金のため、代理人の口座には支給できません。妊婦または産婦の名義の銀行口座をご指定ください。

問い合わせ先

綾部市こども支援課母子保健担当

住所：綾部市青野町東馬場下15番地の6

TEL：0773-42-0020

Mail：kodomoshien@city.ayabe.lg.jp

FAX：0773-42-5488